

(健Ⅱ430) (地478)

令和3年1月15日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

公益社団法人日本医師会常任理事

釜 范 敏

長 島 公 之



電話や情報通信機器を用いた診療に伴う新型コロナウイルス感染症の
感染者の取扱いについて

今般、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部より各都道府県等衛生主管部(局)に対し、標記の事務連絡が発出されました。

新型コロナウイルス感染症については、感染症法上、医師が診断を行った場合には医療機関の所在する都道府県等に届出が行われ(第12条)、就業制限等の感染防止措置を講じる(第18条)こととされています。

今般、一部の医療機関において、全国から検体の郵送を受け付け、結果が陽性であった患者に対し、電話や情報通信機器を用いた診療を行い都道府県等の区域外の患者についても、当該医療機関からその所在する保健所へ報告される事例があったとのことです。

こうした事例は、地域の正確な感染状況の把握を困難にすることもあるため、本事務連絡において、感染症法上の運用が示されております。

具体的には、電話や情報通信機器を用いた診療により医師が新型コロナウイルス感染症の診断を行った場合は、HER・SYSの所定の項目へ「オンライン診療」との文言を記載することとされています(1 新型コロナウイルス感染症の発生届出について)。

次に、都道府県等は、管轄する区域外に居住する感染者について医療機関から報告がなされた際は、別掲として公表することとされています。なお、HER・SYSには、保健所間における情報共有機能があることにつきあわせて案内されています。(2 陽性患者の報告について)

当該患者に対する就業制限については、感染者の居住地を管轄する都道府県等で協議会の意見を聞いて、実施することが依頼されています(3 就業制限について)。

日本医師会としては、そもそもこのような事例は、感染症法上並びにオンライン診療の適切な実施の点で問題であると認識しており、国に対し適切に対応するよう要請してまいります。また、このような検査結果をもって電話や情報通信機器を用いた診療を希望される方に対しては、適切なお対応をお願いします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会管下の郡市区医師会並びに関係医療機関等への周知方につきご高配を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

事務連絡
令和2年12月25日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

電話や情報通信機器を用いた診療に伴う新型コロナウイルス感染症の
感染者の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症については、感染症法第12条に基づき、医師が診断を行った場合には医療機関の所在する都道府県等に届出が行われ、感染症法第18条に基づく就業制限等の感染防止措置を講じることとなります。

最近、一部医療機関において、全国から検体の郵送を受け付け、検査結果が陽性であったときに、電話や情報通信機器を用いた診療により医師が新型コロナウイルス感染症の診断を行い、医療機関の所在する都道府県等の管轄する区域外に居住する感染者についても、当該医療機関から届出を行っている事例が生じています。

こうした事例により、地域の正確な感染状況を的確に把握すること等が困難となることも想定されます。このため、こうした事例における感染症法上の運用について、下記のとおりとりまとめました。

貴職におかれては、内容を十分に御了知いただくとともに、関係者に周知いただき、その取扱いに遺漏なきようお願いいたします。

記

1 新型コロナウイルス感染症の発生届出について

電話や情報通信機器を用いた診療により医師が新型コロナウイルス感染症の診断を行った場合は、当該医師は、HER-SYS による発生届出の提出時に「その他感染症のまん延の防止及び当該者の医療のために医師が必要と認める事項」として、「オンライン診療」と記載すること。（FAX 等による発生届出の取扱いも同様とする。）

2 陽性者数の公表方法について

電話や情報通信機器を用いた診療により医師が新型コロナウイルス感染症の診断を行い、医療機関の所在する都道府県等の管轄する区域外に居住する感染者について、当該医療機関から届出が行われた場合、医療機関の所在する都道府県等は、管轄外の感染者数を別掲として公表するようお願いいたします。この場合、当該感染者数については、当該者の居住する都道府県別に公表いただきますようお願いいたします。（なお、従来から都道府県において、当該都道府県内の保健所設置市・特別区分もまとめて公表している場合には、引き続き、都道府県においてまとめて公表することとして差し支えありません。）

また、都道府県等は、感染症法第 12 条第 3 項に基づき、その管轄する区域外に居住する者について届出を受けたときは、当該届出の内容を、その者の居住地を管轄する都道府県等に通報する義務がありますので、適切にご対応いただくようお願いいたします。

その際、HER-SYS を活用することで異なる保健所間で迅速な情報共有が可能ですので積極的なご活用をお願いいたします。（発生届の届出を受けた、届出先保健所（「担当保健所」）は、HER-SYS の「ID 管理タブ」画面において、感染者等の情報を閲覧できる「関係保健所」を追加することが可能です。また、同画面において「担当保健所」を別の保健所（居住地管轄の保健所等）に移すことも可能です。）（別添 1）

3 就業制限について

電話や情報通信機器を用いた診療により医師が新型コロナウイルス感染症の診断を行い、医療機関の所在する都道府県等の管轄する区域外に居住する感染者について、当該医療機関から届出が行われた場合、感染症法第 18 条に基づく就業制限については、電話や情報通信機器を用いた診療を受けた当該感染者の居住地を管轄する都道府県等で、協議会の意見を聞いて、実施するようお願いいたします。

注意：保健所の登録について

ID管理
登録情報一覧

ID管理情報

フリガナ	トウキョウ	タロウ	
氏名 必須	東京	太郎	
生年月日	1999/01/01		
性別	<input checked="" type="radio"/> 男 <input type="radio"/> 女		
国籍	日本国 ▼		
郵便番号	1234567	※ハイフンなし	
都道府県	東京都		
居所の住所(市区町村)	千代田区神田		
居所の住所(丁目番地)	1-1-1	※全角/半角どちらでも可	
電話番号1	09012345678	※ハイフンなし、半角数字のみ	
電話番号2	09012345678	※ハイフンなし、半角数字のみ	
メール	<input type="text"/>		
担当保健所 必須	東京都 ▼	<input type="text"/>	患者・感染者等の管理を担当している保健所
関係保健所	東京都 ▼	<input type="text"/>	担当保健所から閲覧権限を付与された保健所
	東京都 ▼	<input type="text"/>	
	東京都 ▼	<input type="text"/>	
	東京都 ▼	<input type="text"/>	
	東京都 ▼	<input type="text"/>	
	東京都 ▼	<input type="text"/>	

担当保健所の
登録(1つのみ)

関係保健所の
登録(6つまで)

●担当保健所の登録

感染者等の健康 FU を担当するなど、感染者等の管理の主たる担当となる保健所を担当保健所として入力してください。担当保健所はいつでも変更可能ですが、必ず一つの保健所が担当します。

注意：データ登録後は、【担当保健所】欄に入力した保健所でしかデータの更新ができなくなります。誤った担当保健所名を入力して【登録】を押下した場合には、データ更新権限がその保健所に移管してしまい以後システムでその感染者のデータ更新ができなくなります。

【担当保健所】を誤って入力し登録してしまった場合には、【担当保健所】に設定した保健所にご連絡いただき、修正を依頼してください。